

海上自衛隊訓令第11号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、教育隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和29年9月9日

防衛庁長官 木村 篤太郎

教育隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 教育隊は、一般海曹候補生（一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第4号）第2条第1項に規定する一般海曹候補生をいう。）を命ぜられた者、自衛官候補生、海曹たる自衛官として新たに採用された者（幹部候補者たる海上自衛官並びに自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号）第2条及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成26年防衛省訓令第4号）第3条に規定する任期付自衛官を除く。）、海曹たる自衛官に転官した者、海曹予定者（練習員課程又は一般海曹候補生課程を修了した海士のうちから選考された者をいう。）、3等海曹に新たに昇任した者（航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）第5条第1項第3号の規定により3等海曹に昇任した者を除く。）、1等海曹に新たに昇任した者（幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）第13条第7項第2号の規定により1等海曹に昇任した者を除く。）及び海上幕僚長の定める海上自衛官（以下「練習員等」という。）を教育訓練することを任務とする。

（司令及び副長）

第2条 教育隊の長は、教育隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもつて充てる。

3 司令は、地方総監の指揮監督を受け、教育隊の隊務を統括する。

4 教育隊に、副長1人を置き、2等海佐をもつて充てる。

5 副長は、司令を助け、教育隊の事務を整理する。

6 副長は、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（編制）

第3条 教育隊に、次の3科及び教育部を置く。

総務科

厚生科

補給科

（総務科）

第4条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。
- (2) 人事及び保健衛生に関すること。
- (3) 施設の維持管理に関すること。
- (4) 支援船の管理及び運用に関すること。
- (5) 警衛及び当直勤務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育隊の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(厚生科)

第5条 厚生科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 共済組合に関すること。
- (3) 被服の支給及び交換に関すること。

(補給科)

第6条 補給科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の会計に関すること。
- (2) 物品の取扱いに関すること。
- (3) 給与及び旅費の支給に関すること。
- (4) 給食及び栄養管理に関すること。

(教育部)

第7条 教育部においては、練習員等の教育訓練をつかさどる。

(教務室)

第8条 教育部に教務室を置く。

2 教務室においては、練習員等の教育訓練の実施に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 計画に関すること。
- (2) 部外との連絡調整に関すること。
- (3) 記録統計の整理に関すること。
- (4) 審査に関すること。
- (5) 資料の収集及び整備に関すること。
- (6) 器材の整備に関すること。

(科長、部長及び幹事)

第9条 科に科長を、部に部長を、教務室に教務幹事を置く。

2 科長及び部長は、司令の命を受け、科務又は部務を掌理する。

3 教務幹事は、教育部長の命を受け、室務を掌理する。

(分隊)

第10条 司令は、練習員等をもつて、分隊1以上を編成する。

2 分隊の長は、分隊長とし、教育部長の命を受け、分隊の規律を維持し、分隊員

の身上取扱い及び教育訓練を行う。

3 分隊に分隊士を置き、分隊長を補佐する。

(委任規定)

第11条 この訓令に定めるもののほか、教育隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和29年9月9日から施行する。

2 練習隊の編成等に関する訓令（昭和28年警備隊訓令第6号）は、廃止する。

附 則（昭和32年4月27日海上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、昭和32年5月10日から施行する。

附 則（昭和34年7月22日海上自衛隊訓令第37号）

この訓令は、昭和34年8月1日から施行する。

附 則（昭和35年4月30日海上自衛隊訓令第18号護衛隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令第6条）

この訓令は、昭和35年5月1日から施行する。

附 則（昭和35年7月27日海上自衛隊訓令第27号）

この訓令は、昭和35年8月1日から施行する。

附 則（昭和35年9月27日海上自衛隊訓令第33号自衛隊の編入等に関する訓令の一部を改正する訓令附則第7項）

この訓令中、警備艦、掃海艦、敷設艦、警備艇、「ゆうちどり」、「おきちどり」、掃海母艦、敷設艇、特務艇に係る部分は昭和35年10月1日から、「ひらど」に係る部分は、昭和35年10月3日から、「ちはや」に係る部分は、昭和35年10月4日から施行する。

附 則（昭和36年9月1日海上自衛隊訓令第41号）

この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則（昭和37年5月4日海上自衛隊訓令第11号海上自衛隊の学校等における教育訓練に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、昭和37年5月4日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則（昭和37年12月21日海上自衛隊訓令第28号海上自衛隊の使用
する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改
正する訓令附則第4項）（抄）

1 この訓令は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条）

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

附 則（昭和45年3月2日海上自衛隊訓令第10号衛生隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令附則第2項）（抄）

- 1 この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。
附 則（昭和45年3月2日海上自衛隊訓令第12号海上自衛隊少年術科学
校の組織に関する訓令附則第2項）（抄）
- 1 この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。
附 則（昭和45年6月18日防衛庁訓令第26号防衛庁設置法等の一部を
改正する法律の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第19条）
この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。
附 則（昭和47年1月27日海上自衛隊訓令第1号基地隊の編制に関する
訓令等の一部を改正する訓令第2条）
この訓令は、昭和47年2月1日から施行する。
附 則（昭和52年12月26日海上自衛隊訓令第22号基地隊の編制に関
する訓令等の一部を改正する訓令第2条）
この訓令は、昭和52年12月27日から施行する。
附 則（平成22年6月30日防衛省訓令第29号懲戒手続に関する訓令等
の一部を改正する訓令第36条）（抄）
- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。
附 則（平成23年4月1日防衛省訓令第16号防衛大学校学生及び防衛医
科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓
令第59条）（抄）
- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成26年2月21日防衛省訓令第4号防衛省職員の配偶者同行休
業に関する訓令附則第7項）
- 1 この訓令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成26
年2月21日）から施行する。
附 則（平成26年8月29日教育隊の編制に関する訓令の一部を改正する
訓令）
この訓令は、平成26年9月1日から施行する。
附 則（平成30年9月26日海上自衛隊訓令第16号）
この訓令は、平成30年10月1日から施行する。
附 則（令和4年3月25日海上自衛隊訓令第11号）
この訓令は、令和4年3月25日から施行する。
附 則（令和4年3月31日防衛省訓令第43号防衛省職員給与施行細則等
の一部を改正する訓令第20条）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。